

## 職員の懲戒処分等について

東京都知事は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

### 記

#### 1 懲戒処分の内容等

##### (1) 事故者

| 区分   | 所属局      | 職層  | 年齢 | 性別 | 内容   |
|------|----------|-----|----|----|------|
| 事故者A | 収用委員会事務局 | 副参事 | 54 | 男性 | 停職5日 |
| 事故者B | 住宅政策本部   | 主事  | 56 | 男性 | 訓告   |
| 事故者C | 総務局      | 主事  | 55 | 男性 | 訓告   |

##### (2) 消費税未申告に関する管理監督者及び関係者

都市整備局 理事1名 口頭注意  
住宅政策本部 参事1名 口頭注意  
副参事1名 口頭注意  
主事2名 口頭注意

##### (3) 令和7年度の国税局からの消費税未申告に係る指摘以降の対応に関する関係者

住宅政策本部 理事2名 戒告  
参事2名 戒告  
副参事1名 訓告  
副参事1名 口頭注意

#### 2 事故の概要

事故者Aは、令和6年度、当時の所属局において、事故者Bから、過年度分の消費税の納税義務について税理士法人から指摘があった旨報告を受けたが、国からの指摘後に納税すればよいと指示するなど、不適正な対応を行った。

事故者Bは、上司である事故者Aに上記のとおり報告したが、その後、過年度分の納税に関して対応を行わなかった。

事故者Cは、令和4年度及び令和5年度、当時の所属局において、インボイス制度に係る登録等の業務を行う中、消費税の納税義務について税務署等に確認すべきであったが、対応を行わなかった。

また、令和7年度の国税局からの消費税未申告に係る指摘以降の対応に関する関係者については、当該指摘後、必要な報告などを行わなかった。

※ 事故者Aは、過年度分の納税に関して対応を行わなかったことにより生じた234日分の延滞税のうち、50%にあたる920,250円を弁償している。

#### 3 発令年月日

令和8年2月10日

問合せ先  
総務局人事部人事課（サービス班）  
電話 03 - 5388 - 2376(直通)